

2023年3月15日

中国地区研修会

## 「改正民事訴訟法の概要—IT化と弁護士業務」

大阪弁護士会

会員 阿多博文

5

## 第1 令和4年改正民事訴訟法の概要、施行時期と本日の講演内容

## 1 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の概要

## (1) 民事訴訟のIT化

10 一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事訴訟法を見直し、民事訴訟制度を全体的にIT化する。

## (2) 住所、氏名等の秘匿制度の創設

社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある当事者（DV被害者、犯罪被害者等）が住所・氏名等を秘匿して訴訟手続を遂行することを可能にする。

## 15 (3) 法定審理期間訴訟手続の創設

当事者双方の申出・同意があれば、裁判所は、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理終結し、1月以内に判決をする。

## (4) 人事訴訟・家事事件手続のIT化

ウェブ等方式による参加であっても、和解、調停期日に離婚の成立を可能にする。

20

## 2 施行時期 5段階に分けて順次施行（人訴等改正を含む）

## 第1段階 2023年2月20日

- ① 住所、氏名等の秘匿制度（改正法133条～同133条の4、改正規3条、同52条の9～同52条の13）
- ② 秘密保護のための閲覧等の制限（法92条、改正規34条）
- ③ 電話会議等の方法による弁論準備手続期日における確認事項及び調書記載事項（改正規88条）
- ④ 電話会議等の方法による書面による準備手続での協議における確認事項及び調書記載事項（改正規91条）
- ⑤ 証人及び鑑定人の宣誓において署名押印を不要とする規律（改正規112条、同134条）

## 第2段階 2023年3月1日

- ① 双方電話会議等の方法による弁論準備手続への関与（改正法170条3項）
- ② 双方電話会議等の方法による和解期日への関与（改正法89条、改正規32条）
- ③ 双方電話会議等の方法による進行協議期日への関与（改正規96条）
- ④ 写真撮影等の制限に関する改正規律（改正規77条、改正規78条）

## 第3段階 公布後2年以内（令和5年度中）

- ① ウェブ会議等の方法による口頭弁論期日への関与（改正法87条の2第1項、同条3項）
- ② 電話会議等の方法による審尋期日（改正法87条の2第2項、同条3項）

**第4段階 公布後3年以内**

- ① 人事訴訟・家事調停における**ウェブ会議等**を利用した離婚・離縁の和解・調停の成立、合意に相当する審判の成立（改正人訴37条4項、改正家事268条3項）

**第5段階 公布後4年以内（令和7年度中）**

- ① 全面的なオンライン提出、オンラインによる送達  
② 訴訟記録の電子化、電子化された訴訟記録の閲覧  
③ 法定審理期間訴訟手続

- 3 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の運用  
2022年7月 先行実施庁を除く全ての地裁本庁、支部  
2022年11月 全ての高裁（本庁、支部）

5

- 4 **mint s**運用開始（2022年12月20日付 第4次運用開始まで公表）  
第1次（2022年4月） 甲府地裁（本庁）及び大津地裁（本庁）  
（2022年6月） 知財高裁、東京地裁本庁（知財部、商事部、医事部等専門部の一部）、大阪地裁本庁（知財部）  
10 第2次（2023年1月） 8高裁所在地の地裁本庁（先行実施庁は除く。）  
第3次（2023年6月） 全ての地裁本庁（先行実施庁は除く。）、東京高裁以外の高裁  
（2023年9月） 東京高裁  
15 第4次（2023年11月） 全ての地裁支部

## 第2 住所、氏名等の秘匿制度

### 1 住所、氏名等の秘匿制度と秘密保護のための閲覧等の制限の異同

第三者（DV等の加害者）による訴訟記録の閲覧等は、法92条によっても制限可能。

	住所、氏名等の秘匿制度	秘密保護のための閲覧等の制限
制限の主体	秘匿対象者（申立て等をする者、法定代理人）	当事者
制限の対象者	相手方、第三者	第三者（相手方には書面提供により開示済）
制限の対象	①秘匿事項（氏名等・住所等） ⇨代替氏名・住所 ②秘匿事項を推知できる事項 ①②併せて「秘匿事項記載部分」	①私生活上の重大な秘密 ②営業秘密
申立ての可否	申立てが必要。ただし、調査嘱託では職権による制限。	申立てが必要。
決定の対象	①秘匿決定と②閲覧等制限。	閲覧等制限のみ。
疎明の対象	当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること	「①私生活上の重大な秘密」について、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること
不服申立て	①秘匿決定の取消し－相手方、第三者 ②閲覧等制限の取消し－同じ。 ③閲覧等の許可－相手方のみ。	閲覧等の制限の取消し－第三者

## 5 2 制度創設の背景

### (1) 現状

ア 訴えを提起する側の事情

① 原告の氏名 訴状の必要的記載事項（改正法134条2項1号（条数繰下））

② 原告の住所 規則上訴状への記載が必要（規2条1項1号）

10 \* 土地管轄（法5条1号）、送達場所の確定の基準

⇨ 被害者が、加害者に対し、自己の氏名等を知られることをおそれ、損害賠償を請求する訴えを躊躇する可能性。

③ 旧住所、代理人事務所の住所を記載。

イ 訴えを提起される側の事情（現在の実務）

15 当事者の知らない間に調査嘱託による住所調査が実施されている可能性。

① 地方公共団体は、DV等支援措置の申出があれば、加害者代理人からの被告の住民票の写しなどの交付の申出を拒否。

② 裁判所は、職権で地方公共団体に調査嘱託を行い、嘱託結果としての回答（住民票）は裁判所が管理。閲覧の対象としない運用。

20 ● 総務省自治行政局住民制度課長平成30年12月3日付（総行住第199号）

「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」

- 最高裁判所平成30年11月30日付「DV等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度課長通知への対応等について（事務連絡）」

5

ウ 審理過程での住所等の取扱い（運用）

- ① DV被害者や犯罪被害者の住所等が記載された書面等が提出されても、加害者に秘匿する制度がない。
- ② 提出時のマスキング、訴訟記録と別ファイル。

10 (2) 趣旨

ア 裁判を受ける権利の実質化

当事者に「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとき」であっても、氏名等・住所等を秘匿したまま訴えの提起、遂行を可能に。

イ 利用が想定される例

15

- ① 配偶者暴力（DV）の被害者と加害者間の訴訟 住所等のみ秘匿
- ② 性犯罪被害者と被害者の氏名を知らない加害者間の訴訟 氏名住所双方を秘匿

### 3 (申立てによる) 秘匿決定

#### (1) 秘匿対象となる情報（法133条1項）

20

ア 主体 申立て等をする者又は法定代理人

⇒ 証人、他の親族は含まない。法人代表者はケース・バイ・ケース。

イ 対象情報

- ① 住所等：住所、居所、その他通常所在する場所（職場など）
- ② 氏名等：氏名、その他当該者を特定するに足りる事項（本籍など）

25

#### (2) 秘匿決定の申立て（法133条2項）

ア **秘匿決定申立書**（法133条1項、改正規52条の9第1号）

イ **秘匿事項届出書面**（法133条2項、改正規52条の10）

- ① 秘匿対象者が自ら記名押印（改正規52条の10第1項柱書）。
- ② （訴訟代理人を選任している場合であっても）氏名等及び住所等（秘匿事項）のほか、郵便番号及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。）を記載（同項2号）。

30

ウ 疎明資料

エ （基本事件）訴状又は答弁書、及び書証

オ （基本事件）委任状

- ① 依頼者氏名・住所は、代替氏名・代替住所を記載することを想定。
- ② 真の氏名・住所を記載するのであれば、閲覧等制限の申立て（改正法133条の2第2項、改正規52条の11第2項）が必要。

35

#### (3) 秘匿事項の審理、決定

ア 申立て自体に閲覧等制限の効果（改正法133条3項）。

⇒ 審理中は、他の当事者等による秘匿事項届出書面の閲覧等は制限。

40

イ 秘匿決定（改正法133条1項5項）

秘匿対象者の秘匿される住所又は氏名に代わる事項（代替事項）を定める。

ウ 決定の告知 秘匿対象者、相手方双方に。

エ 秘匿決定の効果（改正法133条5項） **効果は、みなし。**

① 当該事件： 代替事項を記載すれば、真の住所又は氏名の記載は不要。

5 規定上は、秘匿決定が出た後に、代替事項の記載が許されるかの表現になっているが、運用上は、訴え提起と同時に秘匿決定申立てをする場合には、訴え提起時に提出する訴訟委任状、訴状等は、最初から代替事項を記載する扱い。

⇒ **秘匿事項届出書面以外の書類等では、当初から代替事項を記載することが可能。**

・ 代替事項が記載された訴状（の副本）が送達。

・ 代替事項が記載された判決に基づき強制執行が可能に。

10 ② 「その事件についての反訴、差押え及び仮処分に関する手続」は例示。これら以外の手続であっても、代替事項の定めのために反しない限り効果は及ぶ。

オ 閲覧等制限（改正法133条の2第1項）

対象は、秘匿事項届出書面のみ。

15 ⇒ 訴訟記録中の秘匿事項・推知事項の記載部分（秘匿事項記載部分）の閲覧等の制限は、別途申立てが必要（同条2項）。

カ 不服申立て

秘匿決定（認容決定）には即時抗告はできないが、却下決定には即時抗告ができる（改正法133条第4項）。

## 20 4 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限（改正法133条の2）

### （1）内容（改正法133条の2第2項）

ア 秘匿事項記載部分の閲覧等をできる者を秘匿対象者に制限。

⇒ 秘匿対象者以外の者の閲覧等は、秘匿事項記載部分以外の部分（改正規52条の11第7項）

25 \* 破産法12条の支障部分の閲覧等の制限（破産規則11条）と同趣旨。

イ **秘匿事項記載部分**

秘匿事項届出書面以外のものであって、秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分

30 ウ そもそも、自ら提出する文書等では、秘匿事項・推知事項はできる限り記載を回避すべき。

### （2）秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立て（改正法133条の2第2項）

ア 秘匿事項記載部分の閲覧等制限の申立書（改正規52条の9第2号、同52条の11第1項）

35 ① 自ら提出する文書等については、都度、提出と同時に申立てが必要（改正規52条の11第2項）。

訓示規定だが、同時でないと初期の目的が達せられないリスク。

② 申立人が秘匿事項記載部分を具体的に特定（同条1項）。

疎明の対象は「秘匿事項記載部分」が記載されていること。

③ 秘匿事項記載部分にマスキング等したものを作成して提出（同条3項）。

40 イ 審理、決定

① 申立て自体に閲覧等制限の効果（改正法133の2条3項）。

- ⇨ 審理中は、他の当事者等による秘匿事項記載部分の閲覧等が制限。
  - ② 認容決定は、秘匿事項記載部分を特定（改正規52条の11第4項）。
  - ③ 決定の告知 秘匿対象者、相手方双方に。
  - ④ 一部認容決定
  - 5 制限対象者は、認容された部分のみにマスクキング処理等をしたものを新たに作成して提出（改正規52条の11第5項）。
  - ⑤ 認容決定には即時抗告はできないが、却下決定には即時抗告ができる（改正法133条の2第4項）。
- 10 5 （職権による）調査嘱託結果の閲覧等の制限（改正法133条の3）
- （1）調査嘱託の利用場面
- ア 送達の場合（改正法133条の3第1項第1文）
- ① DV事案で、被告について住民票上の支援措置が執られているために、原告において住民票の写しの取得が困難であり、被告の現住所が把握できない場合
  - 15 ② 訴状ではDV事案であることが明らかにされていなかったが、調査嘱託により送付を受けた住民票、戸籍等からDV等支援措置が講じられていることが明らかになった場合
- イ 特定の場面（同項第2文）
- 氏名秘匿対象者の受診医療機関に受診の有無等の調査を嘱託する場合
- 20 （2）対象となる書面
- ア 当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面 住民票の写し、戸籍の附票
- イ 送達に関する法109条の書面その他これに類する書面 送達報告書
- （3）職権による閲覧等制限決定（改正法133条の3）
- ア「閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らか」であることが必要。
- 25 \*
- ＊ 職権による発令なので、当事者による申立てよりも要件が厳格。
- イ 決定の告知 原被告（当該決定に係る当事者又は法定代理人）双方に必要。
- ウ 秘匿対象者である被告は、後日答弁書等の提出に際し、自ら秘匿決定、閲覧等制限を申し立てることが必要。
- 30
- 6 秘匿決定等の取消し、閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可（改正法133条の4）
- （1）総論
- ア 取消しの対象は、①秘匿決定、②閲覧等制限決定、③（職権による）調査嘱託結果の閲覧等制限のそれぞれ。
- 35 ⇨ ①秘匿決定が取り消されても、②閲覧等制限決定が当然に失効するわけではない。
- イ 許可は、閲覧等制限の目的（秘匿事項届出書面、秘匿事項記載部分）を対象
- ウ 取消しは全体的な効果、許可は個別的な解除のイメージ。
- （2）秘匿決定の取消し
- ア 申立権者（改正法133条の4第1項） 秘匿対象者以外の当事者、第三者。
- 40 イ 秘匿決定取消しの申立書（改正規52条の9第3号）
- 申立ての理由は、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」と

の要件を欠くこと、またはこれを欠くに至ったこと。

ウ 必要的陳述聴取（改正法133条の4第4項1号2号）

取消し（認容決定）をするときに必要。⇨ 却下・棄却するときは不要。

エ 即時抗告（改正法133条の4第5項） 認容決定・却下決定のいずれにも可能。

5 オ 決定の効果（改正法133条の4第6項）

① 確定しなければその効力を生じない。

② 改正法133条5項の適用排除。⇨ 秘匿対象者等は代替事項での対応不可。

カ 一部取消し（改正規52条の13第1項）

10

① 秘匿対象者は、代替事項から取り消された部分以外にマスキング等の処理をした書面（閲覧等用秘匿事項届出書面）を作成して提出。

② 閲覧等は、閲覧等用秘匿事項届出書面による（同条2項）。

(3) 閲覧等制限決定の取消し

ア 申立権者（改正法133条の4第1項） 「秘匿決定等に係る者」以外の者

⇨ 相手方、第三者も申立て可能。

15

イ 閲覧等制限決定の取消しの申立書（改正規52条の9第3号）

① 申立ての理由は、「その要件を欠くこと、またはこれを欠くに至ったこと」。

② 具体的には、秘匿決定が取り消されたこと、その他秘匿事項記載部分が要件を欠くこと（広すぎること）等。

ウ 必要的陳述聴取（改正法133条の4第4項1号2号）

20

取消し（認容決定）をするときのみ。⇨ 却下・棄却するときは不要。

エ 即時抗告（改正法133条の4第5項） 認容決定・却下決定のいずれにも可能。

オ 決定の効果（改正法133条の4第6項） 確定しなければその効力を生じない。

カ 一部取消し

25

① 秘匿対象者は、秘匿事項記載部分から取り消された部分以外にマスキング等の処理をした書面を作成して提出（改正規52条の11第6項）。

② 閲覧等は、①の提出された書面による（同条7項）。

(4) 秘匿決定等により閲覧等が制限される部分の閲覧等の許可（改正法133条の4第2項）

ア 取消決定（秘匿対象者の事情）は争わないで、申立権者の事情を理由とする。

30

イ 申立権者（改正法133条の4第2項） 秘匿決定等に係る者以外の当事者

⇨ 第三者は申立てをできない。

ウ 閲覧等制限部分の閲覧等の許可申立書（改正規52条の9第4号）

疎明の対象：自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあること。

エ 必要的陳述聴取（改正法133条の4第4項1号2号）

35

許可をするときは、秘匿対象者等の意見を聴くことが必要。⇨ 不許可は不要。

オ 即時抗告（改正法133条の4第5項） 許可・不許可のいずれにも可能。

カ 許可の効果

① 確定しなければその効力を生じない（改正法133条の4第6項）。

40

② 許可の申立てに係る当事者等は、正当な理由なく、許可により閲覧等をした情報を訴訟追行の目的以外の目的のために利用、開示してはならない（改正法133条の4第7項）。

キ 一部許可

① 秘匿対象者は、秘匿事項記載書面や秘匿事項記載部分から許可の対象とされた部分以外にマスキング等の処理をした書面を作成して提出（改正規52条の11第6項、同52条の13第1項）。

5 ② 閲覧等の対象は、①の提出された書面による（改正規52条の11第7項、同52条の13第2項）。許可対象者とそれ以外の者の区別に留意。

## 7 秘密保護のための閲覧等の制限（法92条、改正項は1項、6項～10項）

### (1) 秘密保護のための閲覧等の制限の申立て（法92条1項、改正規34条1項2項）

10 ア 法92条の申立てと改正法133条の2第2項の申立ては類似。平仄を合わせる。

#### イ 秘密保護のための閲覧等の制限の申立書（改正規34条1項）

① 当事者が自ら提出する文書等については、提出の際に申立て（同条2項）。

② 申立人が秘密記載部分を具体的に特定（同条1項）。

③ 秘密記載部分を除いたものを作成（マスキング処理）して提出（同条3項）。

15 ④ 疎明の対象（法92条1項）

a 私生活上の重大な秘密（1号）

・ 訴訟記録に当事者の私生活についての重大な秘密が記載・記録されていること。

20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100  
・ 第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

b 営業秘密（2号）

・ 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）が記載され、又は記録されていること。

#### ウ 審理、決定

25 ① 申立て自体に閲覧等制限の効果（法92条2項）。

⇨ 審理中は、他の当事者等による秘匿事項記載部分の閲覧等が制限。

② 認容決定は、秘密記載部分を特定（改正規34条4項）。

③ 一部認容決定では、当事者は、認容された部分のみにマスキング処理した文書等を提出する必要（改正規34条5項）。

30 ④ 認容決定には即時抗告はできないが、却下決定には即時抗告ができる（法92条4項）。

### (2) 閲覧等の制限の取消し（法92条3項）

ア 申立権者（法92条3項） 秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者

#### イ 閲覧等の制限の取消しの申立書（改正規34条6項）

35 申立ての理由は、法92条1項に規定する要件を欠くこと又は欠くに至ったこと。

ウ 即時抗告（改正法92条4項） 認容決定・却下決定のいずれにも可能。

エ 決定の効果 確定しなければその効力を生じない（法92条5項）。

オ 一部取消し（改正規34条7項）

40 ① 当事者は、取り消す部分を除いた秘密記載部分をマスキングした書面を提出（改正規34条7項）。

② 閲覧等の対象は、①の提出された書面による（改正規34条8項）



(3) 参加人の閲覧等制限（改正法92条6項～8項）

ア 法92条は第三者による閲覧等を制限。しかし、第三者（DV加害者等）が訴訟に参加した場合は、当事者として閲覧等が可能となる。

5

⇒ 秘匿対象者に、当事者に対する閲覧等制限（改正法133条の2第2項）を申し立てる機会を提供する必要。

イ① 第三者から参加の申立てがあったときは、裁判所書記官は当事者に申立てがあった旨を通知。

② 裁判所書記官は、通知日から2週間、参加者による閲覧等を制限。ただし、改正法133条の2第2項の申立てがされたときは当該規定で処理し、適用除外。

10

③ 当事者の全ての同意があるときも適用除外。

8 宣誓（法201条、改正規112条）

(1) 内容

15

ア 宣誓書に、署名押印に代わる記載（宣誓の趣旨を理解した旨）を認める（改正規112条）。

イ 当事者尋問での当事者、鑑定人に準用（改正規127条本文、同134条）。

(2) 趣旨

20

ア 氏名について秘匿決定のあった場合、秘匿対象者本人や、氏名が秘匿対象者の推知事項に当たる証人（同姓の証人）に宣誓書に署名押印させると、訴訟記録に秘匿事項ないし推知事項が記載されるリスク。⇒ 代替的な方法を創設。

イ 理論的説明

① 証人に宣誓をさせたときは、口頭弁論調書にその旨を記載するので、宣誓書の作成がなくとも宣誓の効力には影響がない。

25

② 宣誓書の署名押印は、宣誓の効力上必須の行為であるとはいえない。宣誓者に宣誓をしたことを十分に自覚させる契機にすぎない。

⇒ 宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせる方法でも支障はない。

(3) 相当と認めるとき \*具体例

ア 氏名について秘匿決定があった当事者（秘匿対象者本人）を尋問する場合

イ 氏名を秘匿している当事者と同姓の証人を尋問する場合

30

ウ 証人の氏名が法92条の閲覧等の制限の対象となっている場合

9 関連規則の整備

(1) 破産手続、民事執行手続等

35

ア 秘匿に関する規律を含め、民訴法の規定を包括的に準用。

⇒ 秘匿との関係では新たな改正規定は設けていないが、当然に及ぶ。

イ 供託命令の整備（改正民執法161条の2第1項1号2号、同156条3項等）

① 債権差押では、差押債権者自身が取立権を有するが、差押債権者の氏名等に代替事項が記載されると、第三債務者には債権者が誰かがわからない。

40

② 裁判所は、秘匿決定に係る差押債権者の申立てにより、第三債務者に対し、差押えに係る金銭債権の金額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを命ずることができる（改正民執法161条の2第1項1号2号）。

⇨ 第三債務者は、供託命令に従って供託をすれば（同156条3項等）義務を免れ、債権者は、供託所から支払を受ける。

③ 実務的には、債権者代理人が第三債務者に代理権（弁済受領権）を証明し、債権者の氏名、住所を知らせないまま、直接第三債務者から取り立てる方法も可能。

5 ウ 振替社債等、電子記録債権に関する強制執行

供託命令に関する法の規定を準用し（改正民執規150条の8、同150条の15）、発行者、第三債務者の供託義務に関する規定を新設（同150条の6第3項、同150条の12第3項）。

(2) 人事訴訟手続

10 ア 民訴規則が直接適用され、秘匿に関する規律が当然に及ぶ。

⇨ 秘匿との関係で新たな改正規定は設けていない。

イ 従前の運用（マスキング）との関係は要検討。

(3) 非訟事件手続、家事事件手続、子の引渡し（ハーグ条約実施法）

15 ア 民訴法とは異なり、当事者であっても裁判所の許可がなければ記録の閲覧等ができない（非訟法32条、家事法47条、同254条、ハーグ条約実施法62条等）。

⇨① 個々の書面に記載された秘匿事項・推知事項の閲覧等制限は、裁判所の許可不許可で対応。

② 秘匿決定（秘匿事項届出書面、代替事項）のみ導入（改正非訟法42条の2、改正家事法38条の2、改正ハーグ条約実施法69条の2）。

20 ③ 民訴規則は、改正規52条の9第2号及び52条の11を除いて準用（改正非訟規36条の2、改正家事規26条の2、改正ハーグ規33条の2）。

(4) 民事調停手続

ア 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、民事訴訟と同様に裁判所の許可なく閲覧等の請求が可能（民調法12条の6）。

25 ⇨ 秘匿に関する民訴法の規定が個別に準用（改正民調法21条の2等）。

イ 民訴規則は、改正民調規23条の2で個別に準用。

### 第3 ウェブ会議等の利用に関する規律

#### 1 ウェブ参加等

30 (1) 各種手続と利用可能な参加方式（会議方式）

	対 席	ウェブ会議	テレビ会議	電話会議
口頭弁論	○	○	○	×
審 尋	○	○	○	○
弁論準備手続	○	○	○	○
書面による準備手続	×	○	○	○
和 解	○	○	○	○
進行協議	○	○	○	○

(2) 用語の説明

ウェブ会議	インターネット接続環境下の任意の場所において、ウェブ会議用ソフトウェアを利用して、ビデオ通話を行う方法
-------	---

テレビ会議	裁判所庁舎において、裁判所のテレビ会議システムを利用して、ビデオ通話を行う方法
電話会議	電話会議システムを利用して、音声通話を行う方法

法文上の表記	想定する方式
映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（法204条）	ウェブ会議方式 テレビ会議方式
裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法（法170条3項）	ウェブ会議方式 テレビ会議方式 電話会議方式

## 2 各手続の実施方法の見直し

\* 施行時期に注意。附則1条4号（口頭弁論期日、審尋）は2年内。

### 5 (1) 前提の整理

ア 当事者には、裁判所に出頭する権利は保証（裁判所は当事者の出頭を拒めない）。  
なお、相手方の対席を求める権利はない。

⇒ 一方はリアルに出席し、他方のみがウェブ参加ということもあり得る。

イ 従来、口頭弁論以外では、一定の要件を満たすときに、例外として裁判所外からの関与が認められてきた（みなし出頭）。

### 10 (2) 改正の内容

ア 関与を認める手続の拡大 **口頭弁論、審尋、和解**の追加

イ 関与の方法の追加 **ウェブ会議**による関与

ウ 一定の要件の緩和

15 ・ 遠隔地要件を廃止し、端的に「相当と認めるとき」に改める。  
・ 「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」との要件を削除。

⇒ ①当事者の意見聴取と②裁判体が「相当と認めるとき」のみに。

\* **書面による準備手続**では、手続選択の時点で①②を要求（改正法175条）。

20 定義に「当事者の出頭なしに」と定めているので、リアルとの選択の問題は生じないから、裁判所が「必要があると認めるとき」（改正法176条2項）。

### (3) 関与を認める方法に関する改正

ア **口頭弁論**（改正法87条の2第1項3項） 規定の新設

① 当事者の映像は、法廷に設置されたモニターを通じて裁判所に提供、当事者の発言はスピーカーを通じて法廷内に拡声。

25 ② 法廷外から関与する当事者には、法廷に設置されたカメラとマイクから法廷内の映像と音声を電気信号化してインターネット回線を通じて提供され、法廷外から関与する当事者は自らのコンピュータを通じて法廷の状況を認識。

③ 傍聴人は、法廷内に設置されたモニターを通じて法廷内外の状況を視聴できる（ウェブ等の方式で関与する当事者の映像と音声はモニター等で視聴できる。）。

30 ⇒ ウェブ等の方式で関与する当事者の傍に傍聴人が同席して、当事者の使用するモニターを通じて法廷内を傍聴することまでは想定していない。

- イ 審尋（改正法 87 条の 2 第 2 項 3 項） 規定の新設
- ウ 弁論準備手続（改正法 170 条 3 項） 既存要件の緩和
- エ 書面による準備手続（法 176 条 3 項） 法改正なし。電話会議等の解釈で対応。
- オ 和解期日の見直し（改正法 89 条 2 項 3 項） 規定の新設
- 5 カ 進行協議（改正規 96 条 1 項） 既存要件の緩和。

#### (4) 例外を許容するための「相当性」

ア 相当性の判断では、手続に参加しようとする通話者の所在する場所の状況が当該手続を実施するために適切な状況にあるか否かが重要な考慮要素。

- 10 ⇨ 確認の対象を「通話先の場所」から「通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること」に変更（改正規 30 条の 2 第 1 項 2 号、同 32 条 3 項 2 号、同 88 条 2 項 2 号、同 91 条 3 項 4 項で準用）。

- ① 通話者の所在する場所に無関係の第三者が立ち会っていないこと。
- ② 場所の非公開性や静ひつさが確保されていること。

- 15 イ 弁護士事務所や自宅といった場所の属性のほか、事案や参加者の属性等に応じて裁判体が適切と考える方法で確認。

必要に応じて、ウェブ会議用のカメラを回して周囲の状況を映し出すよう指示するなど画面を通じた目視による確認。

#### (5) 弁護士としての考慮事項

- 20 ウェブ参加による不利益（体感される情報量の制限等）は各当事者の判断。下記事情を総合考慮して参加方法を選択。

- ア 代理人の裁判所と対面での手続を求める必要性（期日での審理予定を含む。）
- イ 当事者本人の裁判所と対面での手続を求める意向の強さ
- ウ 裁判所との物理的距離

### 25 3 調書の記載事項（改正規 30 条の 2 第 2 項、同 32 条 4 項、同 88 条 3 項、同 91 条 3 項）

#### (1) 改正内容（ただし、弁論準備手続（改正規 88 条 3 項）を前提に説明。）

ア 改正前 通話先の電話番号は必要的、通話先の場所は任意的記載事項。

- 30 イ 改正後 その旨及び同項第 2 号に掲げる事項（通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること）を必要的記載事項。

#### (2) 具体的記載

ア その旨：電話会議等の方法により口頭弁論の期日における手続を行ったこと。

- 35 ① 現実に出席した者と電話会議等の方法により関与することで期日に出席したものとみなされる者との区別。

② ウェブ会議、テレビ会議、電話会議のいずれの通話方法かを特定。

イ 同項第 2 号に掲げる事項

- 40 ① 手続の実施状況を明確にしておく必要。
- ② 通話者の所在する場所の状況が適切であったことを確認した旨、判断する根拠となった確認内容についても原則として記載すべき。

③ 弁護士が自宅から参加していることを調書上明らかにすることを望まない場合

には、「被告代理人の執務室」などと記載。

#### 4 その他改正事項（施行時期が第2段階までのもの）

##### （1）写真の撮影等の制限（改正規77条関係）

- 5 ア 公開を認める趣旨の理解
- ① 口頭弁論のウェブ上での公開までは意図していない。憲法上の公開原則（82条1項）は現実の公開法廷での口頭弁論の実施により満たしている。
  - ② テレビ中継やインターネット中継の許否は、裁判所の裁量事項。
- イ 制限場面を拡大する理由
- 10 ① 改正前は対象範囲を「法廷」と規定。  
⇒ 文言上、弁論準備手続期日や書面による準備手続での協議に制限が及ばない。しかし、これらの期日等を制限の対象から除外する合理的理由はない。
- ② ウェブ会議による手続では、無断録音等のリスクがより高まる。  
⇒ 制限場面を民事訴訟の手続一般に及ぶことを明文化（改正規77条）
- 15 ③ 前段 民事訴訟に関する手続の期日
- ④ 後段 書面による準備手続における協議、期日外における審尋
- ウ 解釈論
- ① **写真の撮影、録音又は録画**  
スクリーンショット(映像と音声の送受信に用いるパソコン等の機器を用いて、  
20 法廷等の映像を機械的に正確に記録すること)は「写真」に。
  - ② **放送**  
生配信(ネットワークを介して法廷等の映像や音声を法廷の外にいる者に送信  
すること)は「放送」に。
  - ③ **速記**  
25 自動文字起こし(アプリ等により、期日等でのやり取りを文字に変換する行為)  
は「速記」に。
- （2）進行協議期日の見直し（規96条3項の修正）
- ア **電話会議等**の方法により出頭したものとみなされる当事者につき、訴えの取下げ、  
請求の放棄及び認諾が可能に。
- 30 イ 訴えの取下げ等を制限する現行3項を削除し、調書記載事項に関する改正3項に。  
∴ 弁論準備手続では平成15年改正で撤廃。⇒進行協議で存続させる理由なし。

#### 第4 デジタル化（オンライン化、ペーパーレス化）の法整備

##### 1 用語の言い換え

電子計算機（改正法91条の2第1項2項等）	パソコン又は端末
裁判所の利用に係る電子計算機に備えられたファイル（改正法91条の2第1項等）	裁判所のサーバ、ファイル
電磁的記録（改正法91条の2第3項等）	電子データ
電気通信回線（改正法91条の2第2項等）	インターネット又はオンライン
電子情報処理組織（改正法91条の2第2項等）	事件管理システム

## 2 義務化と全面化

### (1) 義務化

ア 申立て等の義務を負う者の範囲に関する議論。

5 イ 弁護士等に対する事件管理システム使用の義務付け

① 改正法は、委任を受けた訴訟代理人に事件管理システムを使用した申立て等を法律上義務づける〔乙案〕を採用（改正法132条の11第1項1号）。

② 申立て等に事件管理システムを使用する義務を負う者は、受訴裁判所に事件管理システムを使用した送達を受ける旨の届出（改正法109条の2第1項）を義務付け（同132条の11第2項）。

⇒ 申立て等及び受送達の双方において、事件管理システムの使用が義務。

ウ 書面（紙媒体）での提出は不適法となり、書面で送達されてくることはない。

### (2) 全面化

ア デジタル化の対象を民事訴訟手続全体に及ぼすのかに関する議論。

15 イ 2004年民事訴訟法改正（平成16年法律第152号）

① 「申立てその他の申述」についてのみ通則規定（法132条の10第1項）。

② 対象を「最高裁判所の定める裁判所に対してするもの」（同項）に限定。

ウ 2022年改正法

20 ① 民事訴訟手続全体のデジタル化。

② 申立等だけではなく、判決書を含む訴訟記録、書証のデジタル化、送達のオンライン化。

③ 法132条の10第1項から「最高裁判所の定める」を削除。

## 3 （全面デジタル化を視野に入れた）m i n t s の運用

25 (1) 規則制定（2022年1月）、施行（同年4月）

「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」（令和4年最高裁規則第1号。「m規」）

### (2) 規則（m規）の概要

30 ア 電子提出の対象

① 適用対象となる手続 民事訴訟手続、行政事件訴訟手続のみ。

② 対象となる事件

a 当事者双方に弁護士（許可代理を除く。）が就き、かつ、当事者双方が電子情報処理組織を用いた申立て等を希望する事件

35 b その他裁判所が相当と認める事件

③ 対象となる書面

a 改正法132条の10第1項の規定する「申立て等」のうち規3条1項によりファクシミリにより提出可能とされている書面（準備書面、証拠説明書、証拠申出書等。m規1条1項本文）

40 b 規137条1項に定める書証の申出のための文書の写し（m規4条1項）

⇒ 訴状、訴えの変更申立書、取下書等は対象外。

イ 電子申立て等の方式等

- ① ID・PWでログインし、電子データをアップロード。
- ② 記名押印は不要 (m規3条)。⇨ 改正法132条の10第4項の先行実施。
- ③ アップロードする電子データの方式は、A4サイズのPDFのみ。

5 ウ 相手方への直送

- ① mintsでは、アップロードした電子データを相手方も閲覧等が可能。  
⇨ mintsを用いた方法で直送を実現 (m規5条)。
- ② 相手方は、受領書面を、mintsを用いて提出することが可能。

### (3) 改正法とmints運用の関係

10 ア 改正法は全面化。

イ mintsの対象は提出等の一部。訴訟記録は書面が前提。

⇨ あくまでも改正法の施行に向けた準備。

## 4 訴え提起その他申立て等におけるデジタル化の規律

15 (1) 訴え提起 (改正法132条の10第1項)

ア 弁護士は、(事前に利用登録した上で) 事件管理システムを使用して、訴状等に記載すべき事項を裁判所のサーバに記録する方法で提訴。

イ 書面に要求されていた署名等も不要 (同条4項)。

20 ウ 事件管理システムを使用した申立て (特定申立て。改正民訴費3条2項) は郵便費用が不要 (同11条1項1号、同項ただし書)。手数料も1100円減額。

納付方法は、電子納付 (Pay-easyを想定。同8条1項、規則事項)。

エ 裁判所の端末の故障その他その責めに帰することができない事由 (大規模通信障害等) により事件管理システムを使用する提訴ができない場合は、書面での提訴も可能 (改正法132条の11第3項)。

25 (2) その他の申立て等 mintsでの先行運用

ア 訴え以外の申立て等に関しても、同様の規律が適用。

イ 原告被告を問わず、弁護士は、準備書面や証拠の申出、文書の写し、証拠説明書等を、事件管理システムを使用して提出。

30 5 事件管理システムを使用した送達

### (1) 書面送達の原則と事件管理システムを使用した送達

ア 場面を整理

- ① 送達されるべき対象：書類 (紙媒体) と電子データの2種類。

35 なお、本人が書類で提出しても、裁判所書記官によりデジタル化された後は、電子データとして送達の対象となる (改正法132条の12第2項)。

- ② 送達を受ける者の状況 事件管理システムに登録をしていない「者」の存在。
  - ・ 事件管理システムを使用しない本人
  - ・ 受任前の弁護士

イ 書類送達の原則を維持 (改正法101条以下参照)。

40 ① 裁判所のサーバに記録された送達すべき電子データも、プリントアウトして書類と同じ方法により送達 (同109条)。

② 判決も同じ。プリントアウトした電子判決書に裁判所書記官が証明文言を付して書類送達（同255条2項1号、同109条）。

③ 事件管理システムを使用した送達は例外（同109条の2第1項本文）。

**(2) 事件管理システムを使用した送達が認められる者**

5 ア 受訴裁判所への届出（改正法109条の2第1項ただし書、同条2項第1文）  
弁護士は届出を怠ったとしても、（委任状を提出すれば）事件管理システムを使用して送達される（改正法109条の4）。

イ 送達受取人の届出（改正法109条の2第2項第2文）

① 送達を受けるべき電子データの閲覧・ダウンロードをする権限

10 ② 送達の通知を受ける権限

**(3) 事件管理システムを使用した送達の方法と効力発生（改正法109条の2第1項）**

ア 送達の方法

① 裁判所書記官は、送達を受けるべき者が電子データを閲覧・記録（ダウンロード）できるように事件管理システムにアップロードする。

15 ② 裁判所書記官は送達を受けるべき者にアップロードした旨をオンラインで通知。

イ 送達の効力 ①、②のいずれが早いとき（改正法109条の3第1項各号）

① 送達を受けるべき者の閲覧時又は記録（ダウンロード）時

② 通知の発信日から1週間を経過した時

∴ 恣意的に送達の奏功を遅らせることを防止する意味。

20 ③ 送達を受けるべき者に帰責できない事由により①ができない期間は②の期間に算入しない（同条2項）。

**(4) 直送と事件管理システムの使用**

ア 弁護士が事件管理システムを使用して裁判所のサーバに準備書面等の電子データを記録すれば、裁判所から相手方弁護士に準備書面が記録された旨をオンラインで通知。

25

イ 相手方弁護士は、サーバ上で訴訟記録を閲覧・ダウンロード（規則事項）。  
受領書面の提出は不要。

**(5) 公示送達（改正法111条柱書）**

ア 裁判所は、公示事項を「最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置」（裁判所ウェブサイトへの掲載）。

30

イ 関係者は、裁判所に設置された端末の映像面で公示事項を閲覧。

**6 訴訟記録のデジタル化（電磁的訴訟記録（改正法91条の2第1項））**

**(1) デジタル化**

35 ア 事件管理システムを使用して提出された電子データ（改正法132条の10第3項参照）

（裁判所書記官を介して）裁判所のサーバに記録。

イ 本人が申し立てた書面等（同132条の12第1項本文、同132条の13本文）

40 裁判所書記官が書面等に記載された事項を（PDF化する等して）裁判所のサーバに記録。

**(2) 調書等、判決書**



- ア 口頭弁論調書（改正法160条1項2項、同253条2項、同254条2項）
- イ 弁論準備手続等の期日調書や書面による準備手続の協議記録等（規則事項）
- ウ 和解、請求の放棄又は請求認諾に係る調書（改正法267条1項）
- エ 電子判決書（改正法252条1項）

5 言渡後に基になった電子判決書をサーバに記録（改正法253条2項）

**(3) デジタル化の例外（改正法92条9項、同133条の2第5項）**

- ア 例外に該当する場合は、書面等や記録媒体のまま保管（非電磁的訴訟記録）。
- イ オンラインで提出されても、電子データから消去し書面に出力して保管。

一般的な例外	
	① サーバに記録するのが困難な事情があるとき（改正法132条の12第1項ただし書、同132条の13ただし書） ex 図形や図面など、的確にファイルに取り込むことが難しいとき
	② 訴訟代理人等事件管理システムを使用する義務を負う者が書面等による申立て等をしたとき（改正法132条の12第1項括弧書）
秘匿情報・営業秘密に関する例外	
	① 営業秘密を理由とする第三者閲覧等制限の申立て（法92条1項2号）がされたときの当該書面等に記載された営業秘密。ただし、裁判所が特に必要があると認めたとき（改正法132条の12第1項1号、同132条の13第1号）
	② 秘匿決定（当事者閲覧等制限）がされた <u>秘匿事項届出書面等</u> （改正法132条の12第1項2号3号、同132条の13第2号ないし第4号、同133条、同133条の2）

**10 7 電磁的訴訟記録の閲覧（改正法91条の2第1項）**

**(1) 事件管理システムを使用した自宅等からの閲覧等**

- ア 訴訟記録がデジタル化されると、閲覧等についての物理的制約はなくなる。
- ⇒ 当事者及び利害関係を疎明した第三者とその余の第三者で取扱いを区別。
- イ 当事者及び利害関係を疎明した第三者 アクセスが向上。

- 15 ① 裁判所の端末で閲覧（改正法91条の2第1項）
- ② 裁判所外の端末（自己のパソコン等）を用いて閲覧・複写（同条2項、規則事項）。
- ウ その余の第三者  
裁判所設置の端末での閲覧等のみ（改正法91条の2第1項）。

**20 (2) その他閲覧関係の改正事項**

ア 和解調書（改正法267条1項）、受諾和解の和解条項案（法264条）及び裁定和解による和解条項（法265条1項）に関する訴訟記録についての閲覧等の制限

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者のみに限定（改正法91条2項後段、同91条の2第4項）。
- 25 ② 口頭弁論期日において成立した和解（改正法91条2項括弧書、同91条の2第4項）は適用除外。
- イ 補助参加人による閲覧等の見直し（改正法45条5項）  
閲覧等は、補助参加の許可が確定した者に限る。

## 第5 全面施行時点での法整備

### 1 弁論準備手続で「提示」ができる「文書」の追加（改正法170条2項）

\* 施行時期に注意。附則1条3号は、170条3項に係る部分のみ。⇨全面施行時

5 ア 改正前に「証拠の申出に関する裁判」としてできたこと。

① 調査の嘱託（法186条）、②鑑定人の指定（同213条）、③鑑定の嘱託（同218条）など。

② しかし、証拠調べは「文書」しか定められていない（同170条2項）。

⇨ それら嘱託の成果等の「提示」は疑義があった。

10 イ 改正法で「提示」が認められた事項 ⇨ 人証以外はほぼ可能に。

① 嘱託に係る調査結果（改正法186条2項）

② 鑑定書（同215条4項）

③ 嘱託に係る鑑定結果（同218条3項）

④ 尋問に代わる書面（同205条3項）

15

### 2 準備書面等の提出期限と説明義務（改正法162条2項）

ア 訴訟審理の充実・促進を図る趣旨

イ 裁判所の定めた期間の経過後に①準備書面の提出又は②証拠の申出をするときは、  
弁護士は、裁判所にその期間を遵守できなかった理由を説明する義務。

20 \* 類似の説明義務として法167条、同174条及び同178条参照。

### 3 証人尋問・当事者尋問等に関する改正事項

#### (1) 前提の確認

25 ア ウェブ会議方式を利用した証拠調手続の改正は、証拠方法の提出の在り方が対象  
であって、当事者の審理手続への関与とは関係しない。

イ ただし、裁判所外における諸証拠調べ（改正法185条3項）は、裁判所外で証  
拠調べを実施している際の当事者の関与の仕方の改正である。

ウ 改正法は、証拠方法の提出の場面でもウェブ会議方式を利用できる場面を拡大し、  
要件を整理した。

#### 30 (2) 改正の範囲

ア ①証人尋問、当事者本人尋問、②鑑定人の口頭での陳述は、改正前からテレビ会  
議方式等の利用が認められていた。③専門委員による争点整理、証拠調べ及び和解  
での説明、発問の際にも（法92条の2第1項3項4項）、電話会議方式の利用が認  
められていた。

35 イ ③参考人審尋、当事者審尋（改正法187条3項4項）、④検証（改正法232条  
の2）、⑤簡易裁判所での証人尋問・当事者本人尋問（改正法277条の2）が追加  
された。その他、⑥通訳人による通訳（改正法154条2項前文）にもウェブ会議  
方式等の利用が認められた。

#### (3) 各種証拠調での関与を認める要件、関与の方法

40 ア 各手続で認められる関与の方法及び要件が異なるが、繊細な利益調整の結果。

イ 人証調べ（改正法204条、同210条）

- ① 法廷で対面により実施する原則を維持。
- ② 映像等の送受信による通話の方法による尋問の要件緩和（改正法204条）。ただし、いずれも相当性要件を要求（同条柱書）。

∴ 証人の負担と直接主義等との関係を考慮。

- 5 a 遠隔地要件（法204条1号）を削除し、「証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合」に変更。
- b 証人が当事者と同席等すると精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合（同条2号）は維持。
- c 当事者に異議がない場合（改正法204条3号）を追加。

10 ③ 証人の所在場所については、規123条1項2項を見直す予定。

④ ウェブ会議により証人尋問を行う際の細則も規則事項。

ウ 訴訟代理人は、証拠方法から得られる証拠資料の重要性、法廷に出頭を求める困難性等を考慮しつつ、法廷でのリアルな証人尋問、ウェブ会議方式を利用した証人尋問、裁判所外での証拠調べ、尋問に代わる書面の提出（改正法205条）のいずれかを選択。

15

	法廷外からの関与の要件		関与の方法	備考
	当事者への意見聴取	相当性		
証人尋問、当事者本人尋問	○（証人の意見聴取も規123条）	○	ウェブ会議方式	実体要件（①出頭困難場面、②精神的な不安等場面、又は③当事者に異議がない場合）が必要。
鑑定人の口頭での陳述	○（規132条の5）	○	ウェブ会議方式	証人尋問に準ずる。
参考人審尋、当事者審尋	○（規則事項？）	○	ウェブ会議方式、当事者双方に異議がないときは電話会議方式	証人尋問に準ずるが、簡易な証拠調べ。
検 証	当事者に異議がない場合	○	ウェブ会議方式	書きぶりは「映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法」
簡易裁判所での証人尋問、当事者尋問		○	ウェブ会議方式	
通訳人による通訳	○	○	ウェブ会議方式、困難な事情があるときは電話会議方式	鑑定人に準ずるが、通訳人の確保の困難性を配慮。

#### 4 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの創設

##### (1) 改正法の内容（改正法231条の2）

ア 証拠調べの対象 記録された情報（電子データ）の内容それ自体。電子契約書等。

##### 5 イ 申出方法

① 申出 電子データ自体を提出して申出（改正法231条の2第1項）。

② 提出方法（同条2項）

- ・ 事件管理システムにアップロード。
- ・ 電子データを記録した記録媒体（USBメモリ等）を提出。

10 ウ 取調べ ドキュメント形式の電子データの内容を画面に表示したものを閲読又は記録されているデジタル情報の意味内容を感じて行う。

エ 文書提出命令類似の提出命令、文書送付嘱託に類似の嘱託の創設（改正法231条の3）。

##### (2) (従前の) 書証の取調べ

15 ア 実質的な改正なし。

イ 契約書等の書証は、原本の提出が必要。ただし、相手方に異議がない場合には、原本に代えて写しを提出することも可能。

ウ 書証の写しの提出は、電子データを作成して事件管理システムに記録。

#### 20 5 法定審理期間訴訟手続に関する特則の創設

##### (1) 趣旨

ア 民事訴訟手続の一層の迅速化、効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から創設。

25 イ 法律が定めた迅速な手続を両当事者が合意により用いる選択肢を設け、訴訟に要する期間に対する当事者の予測可能性を高めるものであって、その予測がつかないことで利用を躊躇する企業や市民による訴訟制度の活用を期待。

##### (2) 実施要件

ア 当事者の合意（改正法381条の2第1項2項）

イ 除外事由

30 ① 消費者契約に関する訴え、個別労働関係民事紛争に関する訴え（改正法381条の2第1項ただし書。法3条の4第1項2項参照）

② 裁判所が、「事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、（本手続）により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるとき」（改正法381条の2第2項）。

35 ③ 当事者が弁護士等に訴訟委任をしていることは要件とされていないが、②の除外事由に該当することを想定。

ウ 裁判所の決定（改正法381条の2第2項）

##### (3) 審理

40 ア 裁判長は、裁判所の決定の日から2週間以内の間で口頭弁論又は弁論準備手続の期日（以下「決定後初回期日」という。）を指定（改正法381条の3第1項）。

イ 決定後初回期日に、6月以内の間で口頭弁論を終結する期日、その日から1月以

内の間で判決言渡しをする期日を指定（同条2項）。

① 攻撃防御方法提出期間 決定後初回期日から5月以内（同条3項）

ただし、裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間以内。

5 ② 判決で判断すべき事項の確認（同条4項）

裁判所は、攻撃防御方法提出期間の終期までに、当事者双方との間で、争点証拠整理の結果に基づいて、判決で判断すべき事項を確認。

③ 証拠調べ 決定後初回期日から6月以内（同条5項）

10 ④ 期日の変更（同条6項） やむを得ない事由がある場合のみ。

#### (4) 判決（改正法381条の5）

ア 事実 請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃防御方法の要旨

イ 理由 裁判所が当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容

15 (5) 不服申立て（改正法381条の6、同381条の7第1項）

ア 本案判決には、控訴ができず、異議の申立てのみ。

訴え却下判決には、控訴が可能。

イ 適法な異議後の審理、判決

20 ① 訴訟は口頭弁論の終結前の程度に復し、その後は通常の手続によって審理、裁判がされる（改正法381条の8第1項）。

② 異議があっても本案判決の効力が当然になくなるわけではない。

③ 異議後の判決の主文は、法定審理期間訴訟手続の判決の認可又は取消し（改正法381条の8第4項、改正法362条）。

④ 異議後の判決は、通常の電子判決書の規律（改正法252条）

25 (6) 通常の手続への移行

ア 移行事由（改正法381条の4第1項）

① 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき

② 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき

30 イ 裁判所の決定

ウ 不服の申立て不可（同条2項）

エ 移行後の審理

① 訴訟は通常の手続に移行し、その後はそれまでの審理を前提として主張や証拠は当然に引き継がれる。

35 ② 既に指定された期日も維持（同条3項）

③ 裁判官が交代することも特に予定されていない。